

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月24日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 150-8340

住 所 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル

法人名 東急建設株式会社 東日本土木支店

代表者 山本 博司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-5466-5023

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東急建設株式会社 東日本土木支店（習志野鷺沼放流幹線建設工事他）
事業場の所在地	千葉県習志野市鷺沼台4丁目地内他
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 建設業 中分類： 06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 2,107（百万円）
③従業員数	186人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・産業廃棄物発生フロー（別表－1）参照 ・処理等工程図（別表－2）参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・建設副産物対策管理組織図 (別表－3)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	排出量	4115 t	t
	(これまでに実施した取組) ・支店にて廃棄物量削減目標を設定し、以下の項目を実施 (プラスチック化、エット化、パネ化、プレカット化等の推進) (鋼製型枠・樹脂型枠、デッキプレート等の使用) (分別の徹底による有価物の売却等) (広域認定、再生利用指定制度の積極活用)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	排出量	3000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・メーカーリサイクルである広域認定制度の利用促進・建設資材等の納入事業者を含めた排出抑制の取組み推進 (納入時の荷姿、梱包材の簡略化) ・発生削減重点品目を「廃プラ類」「混合廃棄物」の2品目とし、年度毎の廃棄物削減目標数量を定め管理する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・重点品目の分別徹底(廃プラ類の多品目分別)を設定して管理している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所状況に応じた分別品目を設定し、可能な限り分別に努める。 ・廃棄物に関する教育を実施し、分別意識の向上を図る。 ・廃棄物に関する好取組事例等を作業所に水平展開する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・設計、施工条件等が合えば、がれき類・建設汚泥等の再生利用を行うよう努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・積極的に再生利用行うよう努めていきたい。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・これまでに、自社で熱回収・中間処理を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、自社で熱回収・中間処理を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表4のとおり	
	全 処 理 委 託 量	4115 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1067 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3048 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・定期的に処理施設の視察を実施し、その情報を関係者で共有している。 ・複数の業者の処理料金を比較している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表４のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	310 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2690 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

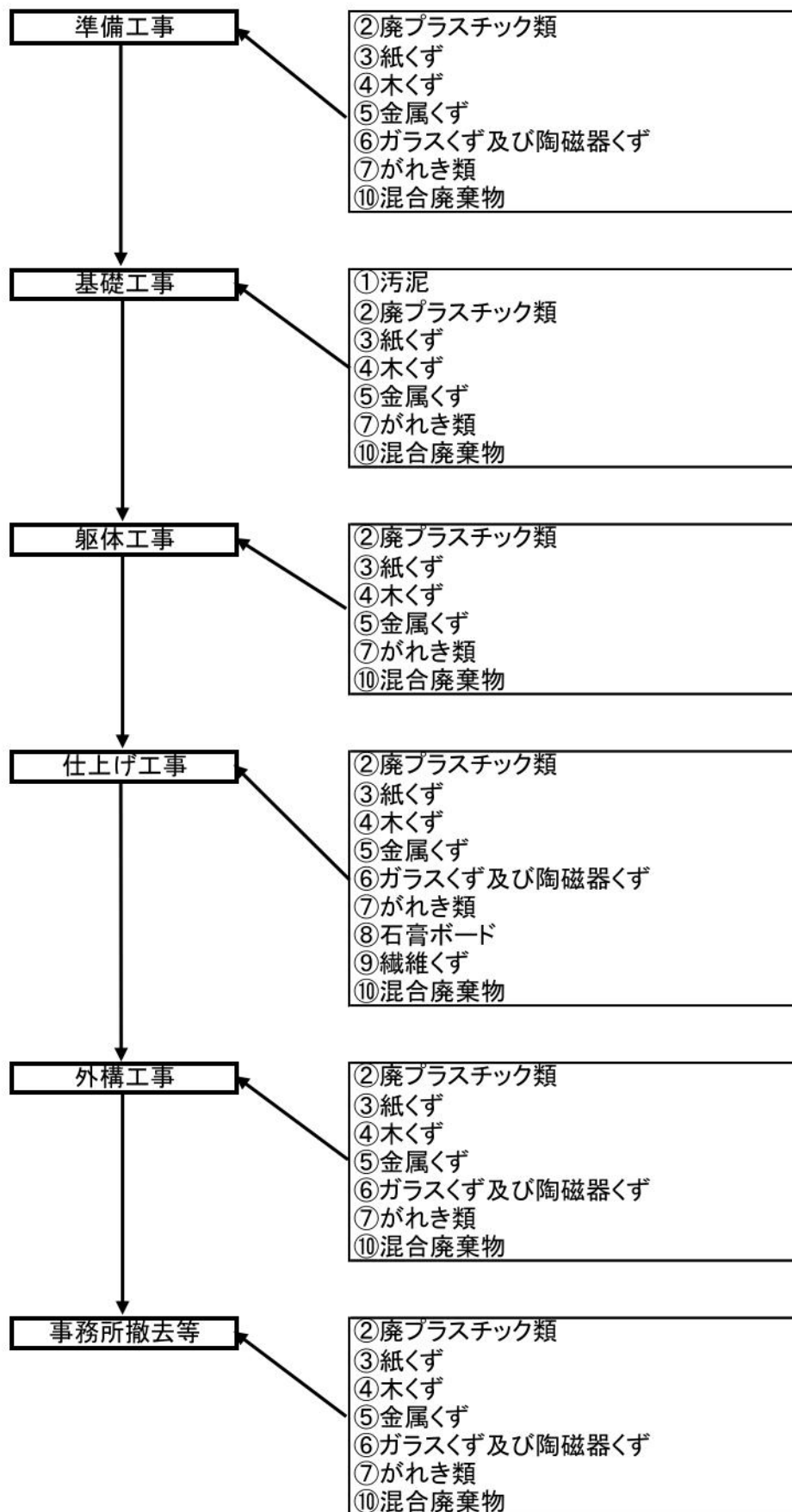
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物発生フロー

(別表-1)

建設工事 (一般的な建設工事での産業廃棄物発生フローを示す)



処理等工程図

(別表-2)

	廃棄物の種類	処理等工程	備考
①	汚泥	収集運搬→委託処理【中間処理(脱水・凝集固化、天日乾燥)】→再生(建設資材)	
②	廃プラスチック類	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料・燃料)→最終処分(安定型埋立)	
③	紙くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料)	
④	木くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料)	
⑤	金属くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料)	
⑥	ガラスくず及び陶磁器くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料・建設資材)→最終処分(安定型埋立)	
⑦	がれき類	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(建設資材)→最終処分(安定型埋立)	
⑧	石膏ボード	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料)	
⑨	繊維くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料・燃料)	
⑩	混合廃棄物	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料・燃料)→最終処分(管理型埋立)	

別表－3 建設副産物対策管理組織

